

保険証の更新

保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年更新されるもので、本年も三月三十一日をもって更新されます。

新しい保険証は、昨年同様、郵送にて四月一日には届くよう三月二十八日頃発送します。

しかしながら、大勢のなかには住民票を都留市におき、実際には住んでいない方もいますので、全ての国保世帯に送付できません。

そこで、国保税の完納世帯（平成六年度国保税第五期までを完納している世帯）を対象に、郵送させていただきます。

なお、特別な理由があつて、国保税を滞納している世帯については、郵送いたしません。

※ 納期を忘れていたりして、国保税を納めていない方は、できるだけ早く、納めていただくようお願いいたします。

また、保険税を納める意志があつても、災害にあつたり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な方もおられると思います。そんな場合は、お早めに市役所税務課徴収係又は保健環境課国保医療係へご相談ください。

保険税の徴収猶予などの制度もあります。担当者がお話をうかがい、いっしょに解決方法を考えさせていただきます。



※ なお、保険証がお手もとに届きましたら、世帯主の氏名・生年月日・住所・加入者の氏名・生年月日など、記載事項の確認をお願いいたします。

国民皆保険

わが国は国民皆保険になっており、職場等の医療保険に入っていない人は、すべて国民健康保険に加入することになっています。勤務先の保険に入っている人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に入り、保険税を納めるように定められています。

国保では、家族一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入の届け出は世帯ごとに行い、世帯主が保険税を納めることとなります。表のような時には、必ず届け出をお願いします。

国保の手続

※世帯主は、下記に該当した場合は必ず14日以内に届け出てください。

	届け出をしなければならない場合	持参するもの
国保に加入する場合	他の市町村から転入したとき	印かん、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	職場等の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書（交付を受けた時）、一部加入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	生活保護法の適用をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
国保を脱退する場合	子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、被保険者証
	他の市町村へ転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の被保険者証扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用を受けたとき	印かん、被保険者証保護決定通知書
	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡診断書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、被保険者証
	高額療養費の支給を受けるとき	印かん、被保険者証、領収書
	他人の行為によって起きた事故のとき	印かん、被保険者証、事故証明書
	修学のため、子供が他の市町村に住むとき	印かん、被保険者証、在学証明書
	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証

届け出が遅れると

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。もし、届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。加入手続きをした時点からというのではありません。脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。

〈納付方法〉
納付書は、世帯主あてに送付さ

れます。世帯単位で加入し、世帯単位で計算され、世帯主が納付義務者となるからです。世帯主が他の健康保険に加入しているときでも変わりません。

〈口座振替のご利用を〉
仕事などで多忙な毎日を送っている人には、期日がくればあなたの口座から自動的に支払われる「口座振替」を利用すると便利です。一度手続きをすませれば、以後自動的に口座から納付されます。口座振替の申し込み用紙は、

税務課および市内指定金融機関等

の窓口にあります。

保険証の交付は

一世帯に一枚が原則

国保に加入すると、みなさんのお手もとに保険証が交付されます。保険証の交付は、一世帯に一枚が原則となっていますので、一世帯に何人被保険者がいても、原則として保険証は一枚しか交付されません。